

質 疑 応 答 書

三宅柳田・味舌学童保育室増設事業

質疑番号	図面番号	質 疑	回 答
1		構造耐震基準はありますか？Ⅲ類でよろしいですか？	Ⅱ類とする。
2	図書名：別紙4 要求水準書 ページ：5 項目：(2)	設計業務の主任技術者、設計者、工事監理者、照査技術者は兼任でよろしいでしょうか。	設計業務の主任技術者は設計者、工事監理者を兼ねることができるが、照査技術者は主任技術者と設計者を兼ねることはできないものとする。
3		三宅柳田学童保育の案件は、省エネ適判申請しますか。	「建築物エネルギー消費性能向上等に関する法律」における特定建築行為に該当せず、適合義務が発生しなければ不要だが、必要な場合は、申請すること。また、申請費用等は、本業務に含むものとする。
4		確認申請の施主は市長でよろしいでしょうか。また、民間の確認審査機関でよろしいでしょうか。	確認申請の施主は、摂津市長とする。建築確認申請は、大阪府に提出するものとし、民間の確認審査機関への提出は不可とする。なお、本業務に係る申請費用は全て、含むものとする。
5	図書名：要求水準書 ページ：4 項目：⑥設計業務に係る留意事項 イ	どのようなものを指していますか。	別紙1-1、1-2各学童の施設概要に記載されている4.施設概要 什器等に記載しているものを指します。
6		敷地分割における申請業務(開発等その他)があればご提示ください。また、敷地分割については協議済でしょうか？	敷地分割を行うことの事前相談は行っているが、設計の内容により、必要に応じて行うこと。
7	図書名：提案募集要項 ページ：4 項目：(2)設計条件	おもちゃ等収納棚の数量、必要寸法。ロッカーは児童一人当たりの必要寸法。指導員用は児童と同じサイズでよろしいか？ 冷蔵庫は工事費に含みますか？	おもちゃ等収納棚は、漫画等を収納する本棚(W900×D300×H900程度)が2つ、おもちゃ収納棚(W420×D290×H880程度)が3つを想定している。ロッカーは児童1人当たりW400×D400×H350程度の大きさを想定している。指導員用は児童と同じサイズで提案すること。 冷蔵庫は工事費に含むものとする。
8		建設工事における専任の監理技術者は2工事現場で1名でよろしいでしょうか。	関係法令に則り、適切な配置を行うこと。

9		参加表明時における配置予定技術者は複数とし、施工契約時に1名選出してもよろしいでしょうか。	条件を満たしている者であれば参加表明時における配置予定技術者は複数とし、契約時に1名選出でもよい。
10	図書名:提案募集要項 ページ:6 項目:2-8事業スケジュール	12月工事開始となっておりますが、準備改修工事等の開始時期に制約はありますか。	制約はないが、学校関係者と協議の上、決定とする。
11		4週8閉所日等、働き改革による指示条件はありますか。	ありません。
12	図書名:三宅柳田・味舌学童保育室増設事業提案募集要項 ページ:14 項目:別表リスク分担表	小項目「支持地盤」において「予見不可能な軟弱地盤、杭工事におよぼす支持地盤の影響等(※地質調査の結果、特殊基礎が必要となった場合等)のリスク分担先が発注者・受注者の双方となっております。地質調査の結果、公告時添付資料のボーリングデータと相違があり、特殊基礎が必要となった場合のリスク分担において、発注者・受注者間で協議の上、工期・金額については変更可能ということでしょうか。	よろしい。
13	図書名:三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ:4及び12 項目:第4、1、(2)、①②及び第6、(3)	設計業務の主任技術者もしくは照査技術者と工事監理業務の配置技術者は兼任できると考えてよろしいでしょうか？	よろしい。
14	図書名:別紙1-1-1 三宅柳田小概要及び別紙1-2-1 味舌小概要 ページ:1 項目:5、④	「緑地面積確保の植栽工事」は、敷地分割後の学童保育室の敷地側のみとし、学校残地側敷地は、今回撤去する樹木を考慮しても緑地面積は確保されていると判断してよろしいでしょうか？	本業務では敷地分割後の学童保育室の敷地に対する緑地面積確保を検討し、業務内で関係課と協議を行うこと。
15	図書名:別紙1-1-1 三宅柳田小概要及び別紙1-2-1 味舌小概要 ページ:1 項目:5、⑥及び⑦	雨水排水工事は既存側溝に放流、接続できるものと考えてよろしいか？	設計業務で、検討すること。

16	<p>図書名：別紙 1-1-1 三宅 柳田小概要 及び別紙1- 2-1 味舌小 概要 ページ：1 項目：6</p>	<p>敷地を分割することによる都市計画法29条の開発申請は学童保育側敷地、学校側敷地ともに不要と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>質疑番号6の通り。</p>
17	<p>図書名：三宅 柳田・味舌学 童保育室増 設事業要求 水準書 ページ：3 項目：第2</p>	<p>順守すべき法制度の中で摂津市開発基準は、同基準4条1項(3)の規定により協議申請は不要と判断してよろしいでしょうか？</p>	<p>摂津市開発基準に記載の通り。 なお、質疑番号6の回答も参照すること。</p>
18	<p>図書名：三宅 柳田・味舌学 童保育室増 設事業要求 水準書 ページ：3 項目：第2</p>	<p>順守すべき法制度の中で摂津市開発基準にて、消防用水利、消防隊活動場所等の施設は不要と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>摂津市開発基準に記載の通り。</p>
19	<p>図書名：三宅 柳田・味舌学 童保育室増 設事業要求 水準書 ページ：3 項目：第2</p>	<p>順守すべき法制度の中で摂津市開発基準にて、両学童保育共に敷地内に既設水路又は既設菅渠や用排水施設はないと判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>既設水路又は既設菅渠や用排水施設はないと考えますが、設計業務の中で確認し、必要な対応を行うこと。</p>
20	<p>図書名：三宅 柳田・味舌学 童保育室増 設事業要求 水準書 ページ：3 項目：第2</p>	<p>順守すべき法制度の中で摂津市開発基準にて、電波対策障害は事前に調査済みでしょうか？未調査の場合の調査は今回の業務に含むと判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>電波対策障害の調査は未実施である。 開発基準及び作成要領により、調査が必要であれば本業務に含むこと。</p>
21	<p>図書名：三宅 柳田・味舌学 童保育室増 設事業要求 水準書 ページ：3 項目：第2</p>	<p>順守すべき法制度の中で文化財保護法にて、両学童保育共に敷地は埋蔵文化財包蔵地外と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしい。</p>
22	<p>図書名：要 求水準書 ページ：3 項目：第2 計画に関する 条件 遵守す べき法制度 等</p>	<p>各計画地において土壌汚染の可能性がない土地であると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>土壌調査を行った結果はありません。 設計業務の中で必要があれば実施し、その費用は本業務に含むこと。</p>

23	<p>図書名：三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：3 項目：第2</p>	<p>順守すべき法制度の中で摂津市開発基準にて、雨水浸透設備、雨水抑制設備、調整池は不要と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>設計時に関係課と協議を行うこと。</p>
24	<p>図書名：三宅柳田・味舌学童保育室増設事業提案募集要項 ページ：14 項目：別表リスク分担保</p>	<p>効率的な設計・施工内容検討のため、地中障害物及び地下埋設配管等の資料がございましたら開示をお願いします。特に味舌小の百葉箱付近にマンホールがありますが、後退道路、建物基礎に配管等が干渉するリスクが非常に高いため資料の開示をお願い致します。</p>	<p>味舌小学校については、別添追加資料の通り、前校舎の杭が存置しているため、そのことを考慮した設計をすること。 その他、市に存在する資料は決定した業者に貸与することはできますが、資料がない場合には現地調査をしたうえで本業務内で対応すること。</p>
25	<p>図書名：三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：3 項目：第2</p>	<p>順守すべき法制度の中で摂津市開発基準にて、道路工事において電柱用地は不要と判断してよろしいでしょうか。</p>	<p>不要と考えますが、設計時に関係課と協議を行うこと。</p>
26	<p>図書名：別紙1-2-1 味舌小概要 ページ：2 項目：6</p>	<p>公告されているプランにおいて日影制限等の適法性が確認できなかった場合、プラン変更が発生し設計期間及び工事期間に多大な影響を及ぼすため事前に適法性の確認をしたく、公告資料作成時に検討された適法性が確認できる資料を提供願います。</p>	<p>参考図は前回の確認申請書類に添付されている日影図を基に作成していますが、詳細は本業務の中で貸与された資料を基に適法な設計を行うこと。</p>
27	<p>図書名：14.別紙4 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：8 項目：防犯設備</p>	<p>防犯設備のパトライトの設置位置がわかる資料のご提供をお願い致します。</p>	<p>設計業務で、検討すること。</p>
28	<p>図書名：14.別紙4 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：8 項目：電話設備</p>	<p>電話用の空配管を既存校舎1階の職員室まで配管することとの記載がありますが、電話交換機の位置のわかる資料のご提供をお願い致します。</p>	<p>現地調査にて確認すること。</p>

29	<p>図書名：14. 別紙4 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：8 項目：火災報知設備</p>	<p>既存受信機の設置位置のわかる資料のご提供をお願い致します。</p>	<p>現地調査にて確認すること。</p>
30	<p>図書名：14. 別紙4 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：8 項目：火災報知設備</p>	<p>既存受信機の空き窓の数を教えて下さい。</p>	<p>現地調査にて確認すること。</p>
31	<p>図書名：14. 別紙4 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：8 項目：火災報知設備</p>	<p>自動火災報知設備は、新設学童保育室には受信機は設置せず、既存受信機に発報する計画として宜しいでしょうか。</p>	<p>設計業務にて、消防及び大阪府と協議の上、学校と相談し決定すること。</p>
32	<p>図書名：14. 別紙4 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：8 項目：電話設備</p>	<p>電話設備は新設学童保育に設置する端子盤から各保育室のアウトレットまでは空配管とし、配線工事は別途として宜しいでしょうか。</p>	<p>よろしい。</p>
33	<p>図書名：14. 別紙4 三宅柳田・味舌学童保育室増設事業要求水準書 ページ：8 項目：防犯設備</p>	<p>既存の防犯設備のシステムと仕様書の資料のご提供をお願い致します。 上記資料がない場合、防犯設備は既存職員室に新設学童用パトライトを設置し、新設各学童保育室に非常ボタン(パナソニック：WN4500 同等品)を設置する計画として宜しいでしょうか。</p>	<p>設計業務で、検討すること。</p>
34		<p>工事期間中における仮設水道・仮設電源は協議により敷地内から無償貸与いただけるものと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>有償支給とする。</p>

35	図書名:提案募集要項 ページ:4、6 項目:2-5 契約期間、2-8 事業スケジュール	本事業における事業スケジュールは、2-5で示される契約期間の範囲内であれば、提案により各業務の日程調整が可能と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
36	図書名:提案募集要項 ページ:6 項目:2-8 事業スケジュール	現況解体工事について、学校行事等に影響しない範囲であれば2-8で示される工事期間よりも前に着手できると考えてよろしいでしょうか。	設計期間中に大阪府、消防との協議及び学校との協議により可能であることが確認できれば、工事期間よりも前に着手することが可能と考えてよろしい。
37		本事業における契約は、2校分の設計・施工・工事監理の各業務を合わせて一つの契約書として契約するものと考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
38		契約書案をご提示ください。	別紙契約書案を参照。
39		本事業について、1契約あたり配置技術者1名と考えてよろしいでしょうか。	質疑番号8の通り。
40	図書名:提案募集要項 ページ:5、6 項目:2-7 業務範囲及び2-8 事業スケジュール	監理技術者の専任期間は、受注者にて調整した工事の期間を専任期間としてよろしいでしょうか。	関係法令に則り、適切な配置を行うこと。
41	図書名:別紙1-1-5、別紙1-2-5	ボーリングデータですが、敷地内に数本のデータがあります。各敷地でどのボーリングデータにて設計をおこなえばいいでしょうか。ご指示お願いいたします。地盤の調査レベル=SGLと考えてよろしいでしょうか。	ボーリングデータは参考資料であるため、提案時点においては、提案者によりどのボーリングデータを採用することが妥当か勘察し、提案をすること。なお、味舌小学校については追加参考資料があるため、それらも参照すること。
42		本建物の耐震性能として、重要度係数は1.25と考えてよろしいでしょうか。	よろしい。
43	図書名:04.別紙1-1-3 三宅柳田小 配置図 項目:計画地周辺の埋設配管について	新設学童保育の敷地内に既存埋設配管はありますか。既存の埋設配管図面のご提供をお願い致します。	市に存在する資料は決定した業者に貸与することはできますが、資料がない場合には本業務内で現地調査をしたうえで対応すること。

44	<p>図書名:04.別紙1-1-3 三宅柳田小 配置図 項目:給排水の引込みについて</p>	<p>給水は新規引込とし、水道局と協議済と考えて宜しいでしょうか。協議議事録のご提供をお願い致します。</p>	<p>給水は新規引込として事前相談は行っているが、正式な協議は設計業務時に行うこと。なお、新規引込にかかる納付金等の費用は本業務に含む。</p>
45	<p>図書名:04.別紙1-1-3 三宅柳田小 配置図 項目:電気引込みについて</p>	<p>電気は低圧にて新規引込とし、関西電力と協議済と考えて宜しいでしょうか。協議議事録のご提供をお願い致します。</p>	<p>電気は低圧にて新規引込として事前相談は行っているが、正式な協議は設計業務時に行うこと。</p>
46	<p>図書名:04.別紙1-1-3 三宅柳田小 配置図 項目:給排水の引込みについて</p>	<p>汚水排水は新規引込とし、下水道局と協議済と考えて宜しいでしょうか。協議議事録のご提供をお願い致します。</p>	<p>汚水排水は新規引込として事前相談は行っているが、正式な協議は設計業務時に行うこと。</p>
47	<p>図書名:別紙1-1-3 配置図 項目:樹木撤去</p>	<p>建物北東側の樹木を撤去する計画ですが、既存防球フェンスの控え部と干渉し伐根ができない可能性があります。現場状況によって撤去範囲を協議可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>よろしい。</p>
48	<p>図書名:別紙1-2-1 味舌小概要 ページ:1 項目:5、⑤</p>	<p>狭あい道路の拡幅整備による道路後退する現道路境界線及び、道路対側の官民の道路境界線は境界確定及び境界明示はなされていますか。なされていない場合は今回の業務に含むと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>道路対側は一部明示されているが、学校側の境界明示はされていません。境界確定協議及び境界明示については本業務には含まないが、道路変更に係る申請資料(測量、変更図、面積計算等)の作成は本業務に含む。</p>
49	<p>図書名:別紙1-2-1 味舌小概要 ページ:1 項目:5、⑤</p>	<p>狭あい道路の拡幅整備による道路境界の後退距離は、敷地端部と隅切り用地部で違うようですが、後退距離の指示も若しくは関係各課との協議記録の開示をお願いします。</p>	<p>隅切り用地部については視界の見えやすさに配慮した形状とすることを考えている。したがって拡幅整備の基準によらず、道路後退の位置を本業務内で検討・協議の上決定するものとする。</p>
50	<p>図書名:別紙1-2-1 味舌小概要 ページ:1 項目:5、⑤</p>	<p>狭あい道路の拡幅整備による道路管理者への図面承認、施工承認、道路後退後の後退用地の分筆登記、地目変更、寄付は受注者が行うのでしょうか。</p>	<p>道路管理者への図面承認、施工承認は受注者が行うものとし、後退用地の分筆登記、地目変更、寄付は本工事には含まない。</p>
51	<p>図書名:別紙1-2-1 味舌小概要 ページ:1 項目:5、⑤</p>	<p>上記に係るそれぞれの協議・民間地権者同意・手続き期間で想定されているスケジュール(各工程でどの程度の日数を要するか)を明示ください。</p>	<p>必要性の有無、スケジュールについては本業務にて協議を行うものとする。</p>

52	図書名:別紙1-2-1 味舌小概要 ページ:1 項目:5、⑤	建築確認申請の受付は、前述道路拡幅整備の図面承認後に可能になるのでしょうか。もしくは道路拡幅整備及び道路境界明示後になるのでしょうか。	道路拡幅整備の図面承認後に可能となる認識でよろしい。
53	図書名:09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目:排水の引込みについて	汚水排水は新規引込とし、下水道局と協議済と考えて宜しいでしょうか。協議議事録のご提供をお願い致します。	質疑番号46の通り。
54	図書名:09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目:給水の引込みについて	給水は校内既存給水管から分岐と考え、水道局と協議済と考えて宜しいでしょうか。協議議事録のご提供をお願い致します。	質疑番号44の通り。
55	図書名:09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目:給水の引込みについて	給水の分岐予定となっている既存給水管がφ450と記載がありますが、450Aの給水管が校内に敷設されているという事でしょうか。敷設状況を確認する為に既存図面のご提供をお願い致します。	φ150の誤りです。 現状敷地内に水道局が管理する給水本管φ150があるため、そちらに接続する計画として事前相談は行っているが、正式な協議は設計業務時に行うこと。
56	図書名:09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目:給水メーターについて	既存給水管より分岐できる場合、私設メーター(検定付)の設置は必要でしょうか。	質疑番号55の回答の通り、水道局が管理する給水本管に接続する計画のため、メーター設置が必要。
57	図書名:09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目:電気の引込みについて	電気は低圧にて新規引込とし、関西電力と協議済と考えて宜しいでしょうか。協議議事録のご提供をお願い致します。	質疑番号45の通り。
58	図書名:09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目:関電柱の移設について	道路拡幅工事に伴う電柱移設については、関西電力と協議済でしょうか。協議議事録のご提供をお願い致します。	事前相談は行っているが、正式な協議は設計業務時に行うこと。

59	<p>図書名：09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目：関電柱の移設に伴う負担金について</p>	<p>電柱移設に伴う負担金は、関西電力の設計後でなければ関西電力からの金額提示がされない為、別途と考えて宜しいでしょうか。事前協議をされている場合は協議議事録等内容が分かる資料をご提示ください。</p>	<p>電柱移設に伴う負担金については本業務に含むものとする。</p>
60	<p>図書名：09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目：道路拡幅工事について</p>	<p>道路拡幅工事に係わる外部インフラの盛替え工事は電柱移設のみとし、下水本管の盛替え(ルート変更)やその他インフラの盛替えは不要と考えて宜しいでしょうか。また、道路の地中埋設物位置がわかる資料のご提供をお願い致します。</p>	<p>電柱移設のみと考えているが、詳細は本業務内で協議を行うものとする。</p>
61	<p>図書名：09.別紙1-2-3 味舌-配置図 項目：計画地周辺の埋設配管について</p>	<p>新設学童保育の敷地内に既存埋設配管はありますでしょうか。既存の埋設配管図面のご提供をお願い致します。</p>	<p>質疑番号43の通り。</p>
62	<p>図書名：別紙1-2-3 味舌小配置図 項目：道路拡幅工事</p>	<p>道路拡幅工事について、貴市における道路整備時の標準仕様(路盤厚やアスファルト厚等)、電柱設置時の標準仕様及びグリーンベルト標準仕様がございましたらご提示願います。あるいは提案によると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>道路整備の標準仕様については、市土木工事共通仕様書を確認すること。その他の仕様については、設計業務時に関係課と協議を行い決定すること。</p>
63	<p>図書名：別紙1-2-3 味舌小配置図 項目：道路拡幅工事</p>	<p>道路拡幅工事を行う道路は提案により通行止め作業が可能な道路と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務内で提案及び協議の上決定する。</p>
64	<p>図書名：別紙1-2-3 味舌小配置図 項目：道路拡幅工事</p>	<p>道路拡幅工事を行う道路において、工事上の制限(作業可能時間等)が定められている場合はご提示ください。あるいは提案によると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>本業務内で提案及び協議の上決定する。</p>
65	<p>図書名：別紙1-2-3 配置図 項目：百葉箱</p>	<p>百葉箱の新設について、新規計画場所が現況As 舗装範囲となっています。設置場所は協議による変更の可能性があると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>参考配置図に記載の通り、百葉箱移設位置については本業務内で監督員と協議の上、決定する。</p>

質 疑 宛 先： 摂津市 こども政策課

質 疑 締 切 日 時： 令和6年4月19日午後1時

回 答 日： 令和6年4月24日中